

第5回検討委員会

平成21年6月29日（月）午後2時
第2委員会室

主な内容

◆（仮称）江南市自治基本条例骨子案について

前回に引き続き、上記項目が議題とされ、活発な議論が展開されました。

（主な意見など）

◆総則 定義（5）

◆自治の基本原則

- 行政のかかわらない協働はない。自分たちの活動を広めるときには行政の力がある。行政、市民、各種団体等が一体となって協働が成り立つ。その中に市民協働があると考えていくべきである。
- 「協働によるまちづくりの推進」の「まちづくり活動での対等性」に市民協働の考え方と同一内容が明記されているのに定義の中では市民協働を認めないというのはおかしい。
- 各地の実践報告等を調査してみたところ、初期の段階では市民協働という考え方で取り組みが進められていた。最近の協働は、より広くて可能性のある表現である。本当に市民が主体となって参加していく形では、協働の方がより可能性が大きい。
- 市民が読んでわかりやすい表現にすべきである。主権者市民という言葉は一般的には使わない。市民が理解するためにも広く定義しながらやるのがよい。協働については、対等性、地縁団体、NPOの問題もある。他市における市民活動条例の策定時に、市民を広く捉えた例もある。なるべく市民が賛同でき、かつ江南市の現状に合ったものがよい。要するに、書き方、定義の仕方及び江南市の個性をどのように入れていくかの折り合いになる。
- 市民への説明時に、検討委員会では複数の意見があると明示したうえで検討してもらう形でもよいのではないか。
- 一番市民にわかりやすいのは「市民」である。協働についても細かい定義はあるが、全体を総括した形で「協働」というまとめ方ができる。個別ではなく、それを包括する概念で定義してはどうか。
- 大きなものとしては協働でよい。自分たちが対等であることを振り返る意味において、市民協働というものをきちんとどこかではっきりと位置づけしておくことは大切である。
- 「情報共有の原則」、「参加の原則」は問題ない。「市民主体の原則」は大原則だからよい。「協働の原則」は協働という大枠で定義としたい。
- 今回、我々がここで協働してつくることに焦点を当てて、それが市民までいくとの大きな目的がある。つくること自身が協働、成果物ではないか。何とかよいものをつくってまとめようという中で意見をどんどん入れていくことになる。

◆市民

- 「市民の権利」の中で参加する権利だけでなく、情報を知る権利、自治活動に参加しないことによって不利益な扱いを受けないことを明記してほしい。
- 情報については、自治の基本原則に情報共有の原則がある。自治の基本原則の方が大きく共通する。救済制度はここで挙げるのではなく、特記事項だから別に考えた方がよい。
- 参加に当たっては、事前に情報を把握しておく必要があるため、「反映の過程に参加する」の表現は理解できる。
- 参加と参画を両方明記してもよい。政策の形成や評価の反映のときに意見を言う権利はあることを含めてはどうか。
- 政策の決定後だけ知らされるのではなく、意思決定への参加として政策の形成に携わることがある。参画という言葉を使うのはよい。
- 政策形成の方法については議会との関係が問題になるため、表現に注意する必要がある。
- 市が行う政策の形成、執行及び評価に対する市民の権利や責務に限定するのではなく、もう少し広げて協議する必要がある。
- 自治基本条例の策定は議決事項であることから、議会とのフィードバックはしながら進めていくことになる。
- まちづくりに係る参加には、参加と参画の両方を含んでいると思う。委員会、審議会、会議等には、参加で参画もやっている例がある。
- きょうの議論はなるべく大きな概念でまとめようということから、参画を含むという意味でいきたい。

◆協働によるまちづくりの推進

- 対等性の項目について、市民の部分は、年齢、性、国籍、職業等で広いが、市の部分は、具体的に子供のまちづくりとか多文化共生のテーマに絞っており、一般的な書き方ではないため、工夫が必要である。
- 年齢は子供を含まないようなイメージもあるので、年齢の部分に括弧で子供を含むとしてはどうか。多文化共生は国籍でクリアできる。
- 年齢も「高齢者や子供たちの参加する上で」と、「男女共同」、「多文化共生に配慮した」などを付けてはどうか。
- 対等性だから「配慮等に努めます」ではなく、「このテーマを忘れるな」との表現ではないか。
- 自治会の名前が出ていないが、地縁団体があるため、とりあえずはこの表現でよい。

◆市政運営の原則

- 「努めます」の表現は無責任である。「ねばなりません」としてはどうか。
- 本来の役割という意味からも「共有します」としてはどうか。「努めます」は努力義務

になる。市政運営の原則としては「します」である。

◆市議会・市長・市職員

- 市長の項目に「行政運営」とあるが、責任を持つ意味で「行政経営」若しくは「行政経営・運営」にしてはどうか。
- 各項目の数字と「・」について、整合性を図ってほしい。
- 市議会だけが責務を負っている表現になっているため、全体を通して整合性を図ってほしい。
- 協働についての取り組み方や考え方について、市職員が率先して勉強してほしい。担当者だけでなく、他課の職員ももう少し歩み寄りがほしい。
- まちづくり組織への市の支援に「活動を推進する人材の育成」とあり、市職員に率先してやってもらうことになっている。案文をつくるときにそれを含んだものにすればよい。
- 江南市は協働で何々をしますとの表現が使われているが、これから市民を巻き込もうとするときに一緒に頑張るという気持ちには至っていない。
- 市議会の責務に情報共有と説明責任を果たしてもらう項目を入れてほしい。
- 「開かれた議会運営を行う」は、行政と市議会議員。二番目は、「意思が市政の運営に反映」は、市民から行政へ反映であり、議員と市民との間が欠落しているのではないか。一番大事なのは、開かれた議会として、情報を我々に説明する場を設けてほしい。
- 「市民に対して、開かれた議会運営」とある。開かれたというのは情報提供で説明することになるのではないか。

◆住民投票制度

- 年齢制限を下げるとか外国人に開放するなどいろいろな問題がある。ここでは住民投票の制度を置き、その結果を尊重するとしてはどうか。

◆国や他の自治体との連携

◆条例内容の検証

- 条例について、外部の第三者機関によるチェックはされないのか。市民の参加は必要ではないか。
- 市の運営全体のチェック体制に入るのではないか。
- 「必要に応じて」との表現がある。第三者機関も議会も含まれているとの意味で捉えてはどうか。

◆前文の5行について

- 戦略計画でも記されており、だれもが知っていることだから不必要である。
- 前文における沿革、景観のある文章は重要であるため、表現すべきである。
- 市民によさを再確認させるためにも必要である。もう少しPRを多くしてもよい。

- ユニークな表現で 21 世紀に合うものを付け加えてはどうか。
- 文章を少し考えて、残してはどうか。

◆市民憲章の次の段落を分割することについて

- 了承済みである。

◆前文に市民主権として自治の主権者という言葉を入れることについて

- 自治の主役として、このレベルで入れていく。

◆前文に平和、国際交流などの課題を列挙することについて

- 表現する方向でいくが、長すぎれば削る方針でいく。

◆総則における市民と事業者の位置づけについて

- 事業者について定義する。市民については別立てとする。
- 市民はここで掲げてあるものにしておき、事業者は協働に含んでおけばよい。
- 営利活動時には市民として認めず、公益を行う場合はその段階という形で認めるとしてはどうか。
- 本当の市民、NPO等の団体、事業所の三つを市民として位置づける場合もある。
- 市民を「公益を目的として市内で活動する人、団体、組織を含む」とすればよい。

◆骨子案に主権者市民を入れることについて

- 条文をつくっていくときに行政に対しての請求権は必要になってくる。在勤、在学で主権者市民でない人もいる。ここで定義しておく必要がある。
- 現在の状況からすると多少問題がある。外国人も含めて投票権を認めるべきだという議論の中では古い考え方であり、目立つように言うことはない。
- 主権者市民は市民とも重複する。あえて入れ込むと煩雑になる。

◆外国人が政策形成に参加することについて

- とりあえずは大きく一般市民としておき、特別な場合はほかのところで規定してはどうか。

◆住民の救済制度を定めておくことについて

- 全体的な動きのときに不利益なことが万が一発生するかもしれない。その場合の救済を考えておけば、政策立案とか執行のときに無理やりされることはなくなる。いわゆる歯どめの意味である。
- 救済措置として、苦情、申し立て、不利益を受けたときに誠実に受けとめるということになる。